

高知県介護員養成研修事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県介護員養成研修事業実施要綱</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>(修業年限)</p> <p>第6条 研修の修業年限は、おおむね8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由及び特別な事情による場合は、1年6か月以内とすることができる。</p> <p>第7条から第37条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。</p> <p>2 「高知県介護職員初任者研修事業実施要綱」(平成25年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県介護員養成研修事業実施要綱</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>(修業年限)</p> <p>第6条 研修の修業年限は、おおむね8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由及び特別な事情による場合は、1年6か月以内とすることができる。</p> <p>第7条から第37条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。</p> <p>2 「高知県介護職員初任者研修事業実施要綱」(平成25年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

(令和2年度の特例)

第2条 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染の対応など、特別な事情による場合は、第6条に定める1年6か月以内を、2年以内と読み替えることができるものとする。